

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和4年3月24日（木） 午後1時28分開議
議事堂棟第2，3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 39号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第 42号 ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める
条例制定について

議案第 43号 ひたちなか市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する
条例の一部を改正する条例制定について

議案第 45号 市道路線の認定及び変更について

2 請願・陳情

請願第 23号 コロナ禍における米価下落の対策を求める意見書提出を求めることにつ
いて

○出席委員 8名

経済建設委員会	北原祐二	委員長
	清水健司	副委員長
	山田恵子	委員
	大久保清美	委員
	大内聖仁	委員
	海野富男	委員
	清水立雄	委員
	武藤猛	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 大谷 隆 議長

○説明のため出席した者

経済環境部	井坂健一	経済環境部長
	綿引達也	農政課長
	岡本博文	農政課長補佐

	菊池崇司	農政課農業振興係長
	永井晶子	商工振興課長
	森島邦洋	商工振興課工業担当係長
建設部	三木昭夫	建設部長
	祖田章	道路管理課長
	飯田寛通	道路管理課技佐
	高橋暢広	道路管理課路政係長
都市整備部	小倉健	都市整備部長
	林尚司	技正兼建築指導課長
	荘司泰久	建築指導課副技正
	軍司泰	建築指導課技佐兼指導係長

○事務局職員出席者

議会事務局	益子太	主幹
	草野大輝	主事

経 済 建 設 委 員 会

令和4年3月24日（木）

午後1時28分 開会

○北原委員長 それでは、皆さんおそろいになりましたので、少し早いんですけども、委員会を開催させていただきます。

これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案4件、請願1件です。

審査の進め方につきましては、初めに所管ごとに議案を審査し、次に請願を審査したいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に経済環境部所管の議案の審査を行います。

議案第42号 ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。井坂経済環境部長。

○井坂経済環境部長 それでは、議案第42号 ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例制定についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

工場の立地に際しましては、本来、工場立地法の規定に基づき、その敷地面積に対し整備すべき緑地等の割合が定められております。具体的には、敷地面積9,000平方メートル以上または建築面積3,000平方メートル以上の工場につきましては、敷地面積に対し、緑地や池、運動場を加えた環境施設を合わせて25%以上設置するとともに、そのうち緑地を20%以上確保することになっております。

本市では、東日本大震災復興特別区域法に基づく茨城産業再生特区計画が国の認定を受けたことにより、同計画に定める復興産業集積区域において市町村が独自に緑地等の割合を定めることができる優遇制度を活用しまして、平成24年度より整備すべき緑地等の割合を緩和してきたところでございます。

しかしながら、令和3年4月1日に東日本大震災復興特別区域法の改正が行われ、第1期の復興・創生期間の終了をもって特例措置を活用できる対象地域が重点化されたことにより、茨城県全域が特定被災区域の対象地域から除外され、本市にも適用されていた工場緑地率や税制上の特例措置の新規適用がなくなりました。

具体的には令和3年3月31日までに緑地率規制の緩和措置の指定を受けておりました市内の企業は今後も引き続き適用されることとなりますが、令和3年4月1日以降新たに市内に立地する企業等につきましては対象から除外されたため、これまでの緑地率低減措置が適用されなくなりました。

一方で、本市におきましては、第3次総合計画後期基本計画に掲げましたとおり、現在、新たな工業用地の確保について検討を進めているところでございます。つきましては、今後の企業立地の促進も視野に入れつつ、復興特区制度に基づき講じてきた緑地率の緩和を従前と同じ

区域で適用させるため、工場立地法の準則に基づく市独自の準則条例を制定し、整備すべき緑地等の割合を緩和するとともに、企業の設備投資を促進することで地域産業の活性化と雇用の確保を継続的に図る必要があると考えております。

今回の条例改正は、本市の都市計画で定めた用途区域のうち一部を除いた工業専用地域、工業地域及び準工業地域につきまして、区域の状況に応じた緑地と環境施設の割合を従前の緩和措置と同じ内容に設定しようとするものであります。

それでは、議案書の4ページ、5ページと、別添のA4縦長カラー刷りの資料を併せてご覧いただければと思います。

今回の改正では、まず、区域図の緑色の斜線部になりますが、図面右側の①から④のひたちなか地区及び港湾地区と⑤の山崎工業団地につきましては緑地を10%以上、その緑地と環境施設を合わせ15%以上確保しようとするものであります。

また、黄色の斜線部になりますが、⑥のひたちなか地区西部及び図面上段の⑦と⑧の勝田第一、第二工業団地と、図面左側の⑨と⑩の勝田駅西口、東口周辺、さらに図面右下になりますが、⑪の水産加工団地と⑫の漁協周辺地区では緑地を15%以上、その緑地と環境施設を合わせ20%以上と、それぞれ緑地率を定めようとするものであります。

また、工業地域や準工業地域であっても住宅が混在する地域などにつきましては緩和の対象とせず、従来どおり工場立地法を適用したいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で経済環境部所管の議案審査を終了します。

次に、建設部所管の議案の審査を行います。

議案第45号 市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。三木建設部長。

○三木建設部長 それでは、議案第45号の市道路線認定及び変更についてご説明させていただきます。着座にて失礼します。

議案第45号 市道路線の認定及び変更につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、路線の認定及び変更を行うものであります。

議案書 2 ページ，市道路線の認定表をお開きいただきまして，ここに今回の認定の一覧表が載っております。

No. 1 について，佐野地区 689 号線。別添の参考資料，位置図がありますけれども，1 ページから 2 ページをお開き願ひまして，高場地内佐和駅東土地区画整理事業地 2 工区におきまして，開発行為で整備され，帰属された路線であります。

次の No. 2，佐野地区 690 号線。参考資料は 3 ページから 4 ページです。高場地内佐和駅東土地区画整理事業地内，駅へのアクセス道路として整備予定の路線を未供用で認定するものであります。

次に No. 3，足崎・長砂地区 330 号線。参考資料は 5 ページ，6 ページであります。足崎地内において開発行為で整備され，帰属された道路であります。

次に No. 4，中央地区 809 号線，参考資料，7 ページ，8 ページであります。東石川地内において，開発行為で整備され，帰属された路線であります。

次に No. 5，中央地区 810 号線。参考資料は，9 ページ，10 ページであります。東石川地内において開発行為で整備され，帰属された路線であります。

No. 6，中央地区 811 号線。参考資料は 11 ページから 12 ページ。足崎地内において開発行為で整備され，帰属された路線であります。

No. 7，田彦地区 349 号線及び No. 8，田彦地区 350 号線，No. 9，田彦地区 351 号線について。参考資料は 13 ページから 14 ページ。東石川地内において開発行為で整備され，帰属された路線であります。

次に No. 10，津田・枝川地区 439 号線。参考資料は 15 ページから 16 ページです。後台地内におきまして茨城県所有の那珂川工業用水管路敷について県と地上権設定契約を締結したため，認定するものであります。

次に，No. 11，湊中部地区 642 号線。参考資料は 17 ページから 18 ページであります。田宮原地内において市営第 2 田宮原住宅敷地内の道路が移管されたものであります。

以上 11 路線を市道認定するものであります。

続きまして，議案書 3 ページ，市道路線の変更の表のほうをご参照いただきます。

No. 1，佐野地区 274 号線。参考資料は 19 ページから 20 ページです。佐和駅東土地区画整理地内。先ほど説明した認定 No. 2 の佐野地区 690 号線の認定に伴い，本路線の起点部が変更になったものであります。

次の No. 2，足崎・長砂地区 194 号線。参考資料 21 ページから 22 ページです。足崎地内本路線の終点部の先が道路整備されたため，終点を変更するものであります。また，起点については位置の変更はありませんが，土地の分筆等により地番が変わったためのものであります。

次の No. 3，津田・枝川地区 405 号線。参考資料 23 ページから 24 ページです。後台・津田地区におきまして，未供用区間のうち，今後も供用する予定のない区間の認定を廃止することに伴い，起点部の変更をするものであります。また，終点部について，位置の変更は

ありませんが、津田北部土地区画整理事業完了の際、終点部の地番修正が漏れていたことが判明したため、変更するものであります。

これら3路線の変更を行うものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で建設部所管の議案審査を終了します。

次に、都市整備部所管の議案の審査を行います。

最初に、議案第39号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。小倉都市整備部長。

○小倉都市整備部長 それでは、議案第39号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。着座にて失礼します。

今回改正いたしますのは、手数料条例別表2の第75項ないし78項の規定です。

まず、改正の背景等につきまして、若干ご説明させていただきます。

今回改正の内容は、都市計画法施行細則並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律、これは通称長期優良住宅法と呼んでおります。それから、住宅の品質確保等の促進に関する法律、これは通称品確法というふうと呼んでおります。これらの規定に基づきまして、市の建築指導課が行います認定申請等に係る手数料の改正となっております。

これらの法律の趣旨ですが、住宅を長期にわたって使用することによる廃棄物の発生の抑制、環境負荷の低減を図ること、また、住宅の性能表示基準を定めまして、品質を確保し、住宅購入者の利益を確保することなどであります。特に長期優良住宅の計画認定につきましては、住宅新築時において所管行政庁の認定を受けることによりまして、所得税における住宅ローン控除、不動産取得税の減税、固定資産税の減税期間の延長など税制上の各種優遇措置や住宅ローン金利の優遇が受けられるということで、制度の普及が図られているところです。

今回改正の主要な点として、品確法の改正に伴いまして、住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期使用構造等への適合の確認といったものを併せて実施することが可能になるなど、認定手続が合理化されたということが挙げられます。これによりまして、市手数料条例

に定める一般住宅における長期優良住宅の認定に関する手続のほうも合理化されます。

市が長期優良住宅の認定を行う場合、これまでは民間機関が行いました長期使用構造等への適合の確認を経て行う場合と住宅性能評価を経て行う場合、この2種類のケースについてそれぞれ手数料を定めておりました。審査項目数によって、前者の場合は6,000円、後者の場合は1万8,000円というふうに手数料が異なっておりました。今回の法改正では、民間機関が住宅性能評価と併せて長期使用構造への適合の確認を行うことができるようになりましたので、手数料6,000円の手続に一本化するよう手数料条例を改正しようとするものです。

具体的には、まず議案書の11ページをお開きください。

11ページ左側の旧条例の中ほどです。改正前の(3)の部分です。従来の品確法に基づく住宅性能評価書による審査手数料を定めている部分でありまして、(ア)のところに一戸建ての住宅について1万8,000円というふうに規定されておりました。こちらは(ア)を含めまして(3)のケースが全てなくなりますので、削除いたしております。

次に、1枚戻っていただきまして議案書の9ページをご覧くださいと、新条例、右のほうの欄です。(2)のところ、改正後においては、品確法に基づき長期使用構造である旨が記載された確認書等の提出がある場合ということで、これでこちらに一本化されまして、(ア)にありますように一戸建ての場合は6,000円ということで、こちらに一本化されるということでございます。

その他の改正点につきまして、13ページをお開きください。13ページの新条例の右の下から2つ目の欄です。78項としまして、長期優良住宅型総合設計制度による容積率の特例許可申請手数料を、こちらは新たに追加しております。

認定長期優良住宅につきましては、地域における居住環境の維持及び向上に対する配慮に加え、今回の法改正によりまして、災害に対する配慮がなされ、より高い公共性を有することとなります。これを踏まえまして、一定規模以上の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資するもの、具体的にはマンション等の共同住宅が想定されますけれども、そうした建物について、特定行政庁の許可によりまして容積率の制限を緩和できる長期優良住宅型総合設計制度というものが創設をされましたので、これに対応する手数料を設定するものでございます。

その他、法改正に伴う所要の改正を行おうとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第43号 ひたちなか市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。小倉都市整備部長。

○小倉都市整備部長 それでは、議案第43号 ひたちなか市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。着座にて失礼します。

今回改正いたしますのは、都市計画法の規定による開発行為の許可の基準に関する条例第3条の規定であります。

内容としましては、市街化調整区域における世帯分離による自己用住宅の建築に関する取扱いについてであります。このたび茨城県が条例を改正いたしまして、市街化調整区域の既存のコミュニティ維持のために開発行為の許可等の要件を緩和するというので、本市におきましても同様の改正を行おうとするものです。

議案書3ページをお開きください。一番裏の部分です。

新旧対照表の第3条第1項第3号におきまして、「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改められております。現行では、既存の専用住宅に限定をいたしまして、その世帯主と生計を一にする親族について世帯の分離が認められていたというところですが、店舗併用住宅など居住の用以外の部分が含まれる一戸建て住宅、例えば2階建ての住居の1階の一部で理髪店ですとかお店を営んでいるといったような住宅でありましても、世帯分離による自己用住宅の建築が認められるようになるというものでございます。

また、3号及び4号の下線部につきましては、旧条例では「都市計画法による開発行為もしくは建築等の許可を受けて建築される住宅」とありました。これを「建築基準法による確認を受けた住宅」というふうに改めます。建築基準法による建築確認では都市計画法への適合を要件としておりますので、両方の法律への適合を包括的に確認するように改めようとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しまし

た。

以上で都市整備部所管の議案の審査を終了します。

執行部入替えのため、暫時休憩します。

午後1時53分 休憩

午後1時54分 再開

○北原委員長 これより再開します。

次に、請願の審査を行います。

継続審査となっています請願第23号 コロナ禍による米価下落の対策を求める意見書提出を求めることについてを議題とします。

請願者につきましては、お手元に配付の写しのとおりです。朗読は省略いたします。

何かご意見等がありましたら発言を願います。海野委員。

○海野委員 請願の趣旨は、大変、私も農業をやっている分分かるんですが、現在、農水省では、昨年10月12日から対策をしまして、農林関係の合同部会、令和2年に生産したお米で長期保管料などの支援をしている37万トンのお米があるんですが、そのうちの15万トンを特別枠として市場隔離する支援を始めています。この内容は、保管料の支援として当初は2分の1の保管料を支援していたわけですが、それを4分の3に拡大しまして、これは全体の37万トンに対して。そのほかに15万トンを特別枠として保管料の支援を10分の10、そしてそのほかに子ども食堂などのそういった需要に対して10分の10、外食産業などに対して2分の1の補助を行う政策を行っています。この15万トンが市場隔離効果を持つということで、実際、今実行中なわけですので、請願の趣旨の意味は分かるんですが、こういった政策が行われているということで、これは請願は控えたほうがよろしいかと思えます。

以上です。

○北原委員長 そのほか、ご意見等はございますでしょうか。大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 ちょっと確認させていただきたいんですけど、私、農業を営んでいないので分からない部分もあるんですけど、市場価格の大暴落と、これ、単純にそういった形で具体性のない言葉で書かれているんですけど、これは実際、2020年と2021年の間ではどれくらい、1キロ幾らという感覚なのか、それとももっと大きい金額の、1トン幾らなのか、どういう形でいつもお米のほうを国のほうで算出しているのか分からないんですけど、どれくらい金額的に変わってしまったのか。農家さんのほうで言う収入が何割減とかはっきり、1キロ当たり3割減ってしまえば単純に収入が3割減と考えたときにどれくらい大暴落がまずあったのか、そこからちょっとお聞かせください。

○北原委員長 綿引農政課長。

○綿引農政課長 米の価格でございますけども、玄米60キログラム当たり、令和2年産米のコシヒカリで言いますと1万2,500円という価格です。令和3年産米ですと9,300円ということで、3,200円下がってしまったということになります。

ちなみに、令和元年ですと、コシヒカリ、1万3,700円という値がついていましたので、そこから比べると3割ぐらい減ったのかなと、そういうようなデータがございます。

○北原委員長 大内（聖）委員。

○大内（聖）委員 ありがとうございます。なかなかこの金額というのが単価で分からないので、よく私たちは一般的に買うのが30キロで8,000円くらいかなみたいな形で地元の農家さんでは買わせていただいていますけど、それを自分たちが買っている部分では変わっていないので、日本全体としてはこれだけ大きく変わっていると。現状は分かりました。ありがとうございます。

○北原委員長 そのほか、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 では、暫時休憩します。

午後2時 休憩

午後2時1分 再開

○北原委員長 これより再開します。

これより討論を行います。討論はありませんか。海野委員。

○海野委員 現在、農水省で令和2年産米、37万トンと長期保管しています。これは備蓄米と似ているわけですが、このうちの、コロナ禍において米の価格が下落したものですから、15万トンと特別枠として、この保管料の全額を支給して、そしてこれが市場に出ないわけなので、幾らかでも米の下落を抑えていこうという政策を今行っているわけですが、その保管料を従来であれば2分の1、国が補償するわけですが、それを4分の3に拡大しまして、これが36万トンの枠ですが、その中から15万トンを保管料支援として10分の10、そして子ども食堂などには10分の10、そして外食産業などに出すお米に対して2分の1の支援を行い、このような政策を現在実行中です。これは市場隔離政策とも言える政策ですので、請願の趣旨におおよそ要求されているような内容が大分入っていますので、実行中な政策に対して請願は控えたほうがよろしいかと思えます。

以上です。

○北原委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○北原委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定しました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部は退席して結構です。

（執行部退席）

○北原委員長 次に、閉会中の所管事務調査についてを協議したいと思います。
6月定例会までに行う所管事務調査の案件についてを協議したいと思います。
暫時休憩をいたします。

午後2時4分 休憩

午後2時7分 再開

○北原委員長 では、再開をします。

所管事務調査の件につきましてご意見等お伺いしたいと思います。武藤委員。

○武藤委員 行政調査のほうでございますが、過去2年間、コロナの影響もあって実施できなかったという状況でございます。まん延防止のほうが解除になって、まだまだ先のほうは不透明な状況ではありますが、実施する方向で検討していただきたいなというふうに思います。また、内容につきましては、正副一任でお願いしたいというふうに思います。

○北原委員長 ありがとうございます。

それでは、そのほかはございますか。ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは実施する方向で、正副一任として、ちょっと調整をさせていただきたいと思います。

一応実施する方向の中で、暫時休憩中にもお話ししましたけれども、日程の部分では5月16日(月曜日)から18日(水曜日)、一応予定のほうだけは空けておいてください。調整後にまたご連絡のほうはいたしますが、もし調整がつかなかった場合には、このことも含めてになりますけれども、水道事業所、先ほどの暫時休憩中にお話しさせていただきましたけれども、そちらのほうも含めて検討をしていきたいというふうにも思っていますので、よろしく願いをいたします。

もし開催する場合は、予定通知のほうは連絡しますので、よろしく願いいたします。

では、以上で閉会中の所管事務調査については終了をいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

継続調査申出書(案)を配付します。

(資料配付)

○北原委員長 閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。草野主事。

○草野主事 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、定例会の本会議最終日に委員長から議長に継続調査の申し出をするものでございます。内容につきましては、ただいまお配りしました閉会中の継続調査申出書(案)に記載されているとおり、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している業務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この案を提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○北原委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。

次に、その他に入ります。何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。

午後2時11分 閉会